

令和6年度指名停止等の運用状況一覧

令和6年5月7日現在

NO.	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
1	株式会社イーアーキ	神奈川県横浜市青葉区柿の木台 28番地6	令和6年5月7日から令和6年6月6日まで (全国)	指名停止等措置要領(物品) 別表1第3号 (契約違反)	契約を履行する見込みがないと認められたことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領について」(平成30年7月12日付環境会第1807124号大臣官房会計課長通知)別表1第3号に該当するため。